鉄道事故調查報告書 〔概要版〕



~第4種踏切において発生した、列車と歩行者との衝突による死亡事故~

鉄道事業者名:西日本旅客鉄道株式会社

事 故 種 類:踏切障害事故

発 生 日 時:令和4年9月26日 10時09分ごろ

発生場所:鳥取県境港市

境線 中浜駅~高松町駅間(単線)

新屋第4踏切道(第4種踏切道:遮断機及び警報機なし)

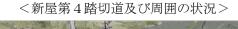
米子駅起点13k872m付近

<概要>

西日本旅客鉄道株式会社の境線米子駅発境港駅行きの下り第1639D列車の運転士 は、中浜駅~高松町駅間を速度約55km/h で走行中、新屋第4踏切道に左側から進入し てくる歩行者を認めたため、直ちに非常ブレーキを使用したが、列車は同歩行者と衝突し た。

この事故により、同歩行者が死亡した。

<事故現場周辺図>



列車進行方向



※この図は、国土地理院の地理院地図(電子国土 Web)を使用して作成



<歩行者進入側から見た列車見通し状況>

(本事故後に設置された踏切遮断機 及び警報機に係る設備)

歩行者 進入方向

交通規制標識

踏切警標

踏切とまれ標

踏切注意柵

<歩行者進入側から見た新屋第4踏切道の状況>







<第1種化した新屋第4踏切道>



<原因>

本事故は、踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道である新屋第4 踏切道に列車が接近している状況において、歩行者が同踏切道内に進入したため、列車と 衝突したことにより発生したものと認められる。

列車が接近している状況において、歩行者が同踏切道内に進入したことについては、歩 行者が死亡していることから、その詳細を明らかにすることはできなかった。

<事故後に講じられた措置>

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社が講じた措置は、次のとおりである。
 - ① 本事故について、同社米子支社内の全職場に情報共有を行った。
 - ② 米子運転所の点呼/訓練で第4種踏切道における注意喚起を実施した。
 - ③ 新屋第4踏切道を第1種化し、使用を開始した。(令和5年3月11日)
- (2) 境港市は、新屋第4踏切道の進入口両側に車両の進入を防止するためのポールを設置した。(令和5年2月21日)
- (3) 同社及び境港市は、令和4年9月27日及び11月21日に、事故現場において現地検討会を開催した。新屋第3踏切道の廃止及び新屋第4踏切道の第1種化について、役割分担、工程等の確認を行った。なお、新屋第3踏切道は令和5年3月10日に廃止された。

詳細は、運輸安全委員会ホームページ (http://www.mlit.go.jp/jtsb) より、 鉄道事故調査報告書をご覧ください。